

日野町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

日野町立小・中学校管理規則（平成 12 年日野町教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休業日)</p> <p>第 7 条 休業日は、次のとおりとする。ただし、第 3 号～第 8 号に掲げる日を除き、教育委員会が必要と認める場合は、この限りではない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項において「体験的な学習活動等休業日」という。）</u></p> <p>(8) その他校長が必要と認めた休業日</p> <p><u>2 教育委員会は、体験的な学習活動等休業日を定めるに当たっては、家庭及び地域における児童、生徒の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的な学習活動等休業日における円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>3 校長は、特別の事情により、第 1 項第 8 号の規定による休業日を設ける場合には、教育委員会の承認を得なければならない。</u></p> <p>(職員)</p>	<p>(休業日)</p> <p>第 7 条 休業日は、次のとおりとする。ただし、第 3 号～第 7 号に掲げる日を除き、教育委員会が必要と認める場合は、この限りではない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) その他校長が必要と認めた休業日</p> <p><u>2 校長は、特別の事情により、前項第 7 号の規定による休業日を設ける場合には、教育委員会の承認を得なければならない。</u></p> <p>(職員)</p>

第 19 条 学校に校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校
栄養職員、事務職員 (削除) を置く。(削除)

2 前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、
栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。

3 第 1 項にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情の
あるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養
護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を置かないことが
できる。

4 第 1 項及び第 2 項に掲げる職員のほか、学校医、学校歯科医、
学校薬剤師 (削除) を置く。

5 特別の事情のあるときは、第 1 項の規定にかかわらず、教諭
に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置
くことができる。

(削除)

(削除)

(職務)

第 20 条 (略)

(2) 副校長は、校長を助け、校長の命を受けて校務をつかさど

第 19 条 学校に校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校
栄養職員、事務職員、学校司書及び学校支援員を置く。ただし、
特別の事情のあるときは、教頭、養護教諭、栄養教諭、学校栄
養職員、事務職員、学校司書又は学校支援員を置かないことが
できる。

2 前項に掲げる職員のほか、学校医、学校歯科医、学校薬剤師
その他必要な職員を置く。

3 特別の事情のあるときは、第 1 項の規定にかかわらず、教諭
に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置
くことができる。

4 小学校に児童支援員を置くことができる。

5 学校に学習支援員を置くことができる。

(職務)

第 20 条 (略)

る。

(3) 副校長は、校長に事故があるときは校長の職務を代理し、
校長が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、副
校長が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、
その職務を代理し、又は行う。

(4) 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び
副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ（削除）児童
又は生徒の教育をつかさどる。

(5) 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び
副校長）に事故があるときは校長の職務を代理し、校長（副校
長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）が欠けたときは
校長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あると
きは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、
又は行う。

(6) 主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長
及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、
並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。

(7) 指導教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、並びに教
諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必
要な指導及び助言を行う。

(8) 教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどる。

(2) 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じて児
童又は生徒の教育をつかさどる。

(3) 教頭は、校長に事故があるときは校長の職務を代理し、校
長が欠けたときは校長の職務を行う。

(4) 教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどる。

(9) 養護教諭は、児童又は生徒の養護をつかさどる。

(10) 栄養教諭は、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。

(11) 事務職員は、事務をつかさどる。

(12) 助教諭は、教諭の職務を助ける。

(13) 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。

(14) 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(15) 学校の実状に照らし必要があると認めるときは、主幹教諭は、第6号の規定に関わらず、校長（副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる。

(校長の代理・代行)

第22条 学校教育法第37条第6項又は第8項又は同法第49条で準用する同法第37条第6項又は第8項に規定する副校長又

(6) 養護教諭は、児童又は生徒の養護をつかさどる。

(8) 栄養教諭は、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。

(10) 事務職員は、事務に従事する。

(5) 助教諭は、教諭の職務を助ける。

(9) 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。

(7) 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。

(11) 学校司書は、図書に関する業務に従事する。

(12) 学校支援員は、学校の環境整備その他の用務に従事する。

(13) 児童支援員は、児童の学校生活への適応に関する職務に従事する。

(14) 学習支援員は、児童又は生徒の学習に係る支援に関する職務に従事する。

(校長の代理・代行)

第22条 学校教育法第37条第8項又は同法第49条で準用する同法第37条第8項に規定する教頭が校長の職務を代理し、又

は教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合とは、次の場合とする。

(略)

(校長の代決)

第 23 条 校長が不在のときは、緊急やむを得ない場合に限り、副校長又は教頭が代決する。

2 副校長又は教頭が代決した事項については、速やかに校長に報告し、承認を求めなければならない。

(学校栄養職員等)

第 30 条 (削除)

(削除) 学校栄養主任又は学校栄養職員は、校長の監督を受け、学校給食に関する職務に従事する。

(事務主幹等)

第 31 条 (削除)

(削除) 事務主幹、事務副主幹、事務主事 (削除) は、校長の監督を受け、事務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

(スクールカウンセラー)

第 33 条の 2 スクールカウンセラーは、学校における児童及び

は行う場合とは、次の場合とする。

(略)

(校長の代決)

第 23 条 校長が不在のときは、緊急やむを得ない場合に限り、教頭が代決する。

2 教頭が代決した事項については、速やかに校長に報告し、承認を求めなければならない。

(学校栄養職員等)

第 30 条 学校に、学校栄養主任又は学校栄養職員を置くことができる。

2 学校栄養主任又は学校栄養職員は、校長の監督を受け、学校給食に関する職務に従事する。

(事務主幹等)

第 31 条 学校に、事務主幹、事務副主幹、事務主事又は事務職員を置くことができる。

2 事務主幹、事務副主幹、事務主事及び事務職員は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。

生徒の心理に関する支援に従事する。

(スクールソーシャルワーカー)

第 33 条の 3 スクールソーシャルワーカーは、学校における児童及び生徒の福祉に関する支援に従事する。

(部活動指導員)

第 33 条の 4 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

(学校司書)

第 33 条の 5 学校司書は、学校における図書に関する業務に従事する。

(学校支援員)

第 33 条の 6 学校支援員は、学校の環境整備その他の用務に従事する。

(児童支援員)

第 33 条の 7 児童支援員は、児童の学校生活への適応に関する支援に従事する。

(学習支援員)

第 33 条の 8 学習支援員は、児童又は生徒の学習に関する支援に従事する。

(出勤、退出、遅刻、早退等)

(出勤、退出、遅刻、早退等)

第 51 条 校長は、出勤簿（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）による勤務簿を含む。以下同じ。）を作成しておかなければならない。

2 校長は、職員の出張、研修、休暇、育児休業、部分休業及び欠勤については、出勤簿にその旨を記録又は記載しなければならない。職員が休職及び停職の処分を受けた場合についても、同様とする。

附 則

この規則は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

第 51 条 校長は、出勤簿を作成しておかなければならない。

2 校長は、職員の出張、研修、休暇、育児休業、部分休業及び欠勤については、出勤簿にその旨を記載しなければならない。職員が休職及び停職の処分を受けた場合についても、同様とする。